

倉吉市訓令第1号

倉吉市事務代決及び専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月7日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市事務代決及び専決規程の一部を改正する訓令

倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第7条関係） 専決事項					別表第1（第7条関係） 専決事項				
1 略					1 略				
2 個別事項					2 個別事項				
課	事項	副市長	部長	課長	課	事項	副市長	部長	課長
略					略				
市民生活部市民課	1～5 略				市民生活部市民課	1～5 略			
	6 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく臨時運行許可に関すること。			○		6 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく臨時運行許可に関すること。			○
						7 旅券に関すること。			○
略					略				

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。